



2023年無線通信総会におけるITU-R決議2 (CPM) の改訂とその後の動向

ワシントンコアL.L.C. 取締役副社長 **もり けいこ** **森 圭子**



1. はじめに

1.1 CPMとは

世界無線通信会議 (World Radiocommunication Conference : WRC) は周波数や衛星軌道の利用方法等に関する国際的な取決めを規定した「無線通信規則 (Radio Regulations : RR)」の改正を行うために、通常4年に1度開催される国際電気通信連合 (ITU) の中でも最大規模の会議であるが、これに向けた準備を担う会合として会議準備会合 (Conference Preparatory Meeting : CPM) が設置されている。CPMの主たる任務は、WRC議題の専門的検討結果を取りまとめた「CPMレポート」をWRC開催に先駆けて作成することであり、WRCの閉会直後に開催される第1回CPM (以下、CPM-1) とその次のWRCの約8か月前に開催される第2回CPM (以下、CPM-2) から構成される。CPM-1では、主にCPMレポートの構成、各章の編集責任者にあたる「チャプターレポート」及び各議題の検討体制を定める。具体的には、各議題の専門的検討を主導あるいは補助するITU-R SG傘下の作業部会 (WP : Working Party) を指定する。場合によっては複数SGにまたがる合同タスクグループ (Joint Task Group : JTG) を創設し指定することもある。指定されたWPやJTGは、各議題で対象となっている無線通信業務及び周波数帯に関連して議題の要求を満たす技術条件や関連規則案等を研究し、定められた期限までにCPMレポートの基となる「CPMテキスト」を完成させる任務を負う。その後、CPM議長・副議長、チャプターレポート、各議題担当のSG及びWP議長から構成されるCPMマネジメントチームがこれを統合・編集した「CPM

レポート案」をCPM-2へ提出、2週間にわたるCPM-2の審議結果は同会合の出力文書である「CPMレポート」として発行される。同レポートはWRCに向けた各国主管庁の最終準備に資するほか、WRCにおける審議のたたき台にもなる重要な役割を担っている。これら一連のプロセスは一般的に「CPMプロセス」と呼ばれており、その具体的な所掌や手順はITU-R決議2 (CPM) において規定されている。

1.2 CPM設置の背景とこれまでの経緯

ITU-R決議2 (CPM) は1993年に開催された第1回無線通信総会 (Radiocommunication Assembly : RA) で策定された。これに先駆けて1992年には、ITUの大規模な組織改革が実施されており、この一環としてそれまでRRを改正するための会合を無線通信主管庁会議 (World Administrative Radio Conference : WARC) と称していたが、これが現行のWRCへと引継がれたところであった。それまでのWARCの準備プロセスでは、各議題の研究成果をとりまとめたレポートが作成されていなかったことから、本会議の場で技術条件の再検証などに長時間を要するといった課題があったほか、当時は今と異なり、すべての審議が紙媒体により実施されていたことから、研究会期中の会合に参加しない主管庁はSG・WP会合で扱う文書の入手すらできず、議題に関する審議動向の把握は困難を極めた。このような状況が、特にリソースの限られた開発途上国によるWRC準備の足かせになっていた側面もあり、すべての主管庁によるWRC会合準備への支援を一層強化し、より公平公正で開かれたWRCを目指す観点からCPMの設置に至った^[1] ^[2]。

■表1. これまでのRA会合におけるITU-R決議2 (CPM) の改訂

	概要
RA-97	CPM-1をWRC閉会直後に開催するとしほか、CPM-1の役割を明確化、CPMレポート案の提出期限や3作業言語 ^(注1) への翻訳等の手順を規定。
RA-12	それまでなかった各議題の要約や議題を満たすための「方策 (method)」の提案数の制限といったCPMレポートの形式及び構成について具体的な指針を示す附属書2を新たに規定。この内容の多くは現在までも引き継がれている。
RA-15	WRCへの準備の一環として、規則・手続問題に関する事項を取り扱うために設置されていた特別委員会 (Special Committee : SC) を廃止しその機能はCPMに引き継がれた。
RA-19	各国の相違を調整するためのすべての努力が尽くされた場合には、代替アプローチをその正当な理由とともにCPMレポートに記載可能とする、CPMに提出された将来議題に関する提案は「情報目的のみ」とすること、CPMレポートの6か国語での出版期限をWRCの開催前6か月から5か月に短縮すること、翻訳が必要なCPM-2への提案提出期限を2か月前から1か月前に短縮すること等を規定 ^[3] 。

(注1) 当時の3作業言語は英語、仏語、西語を意味するが、現在は6つの公用言語を翻訳の際に同等に扱っている。



初版のITU-R決議2は、CPMの原則、権限（スコープ）、附属書として基本的な作業方法を規定した1ページ強の簡素な内容であったが、その後、RAが開催されるたびに改訂されてきた。これまでの主要な改訂は表1のとおりである。

本稿では、2023年11月に開催された2023年RA会合（RA-23）で承認されたITU-R決議2の改訂に係る議論とその後の動向について報告する。

2. RA-23会合におけるITU-R決議2の改訂

2.1 審議体制

RA-23会合は、2023年11月13日から17日まで、アラブ首長国連邦ドバイで開催された^[4]。ITU-R決議2に関しては第5委員会の下に設置されたWorking Group（WG）5Bにおいて計4回の審議が行われ、筆者が議長を務めた。

2.2 地域機関・主管庁からの提案内容

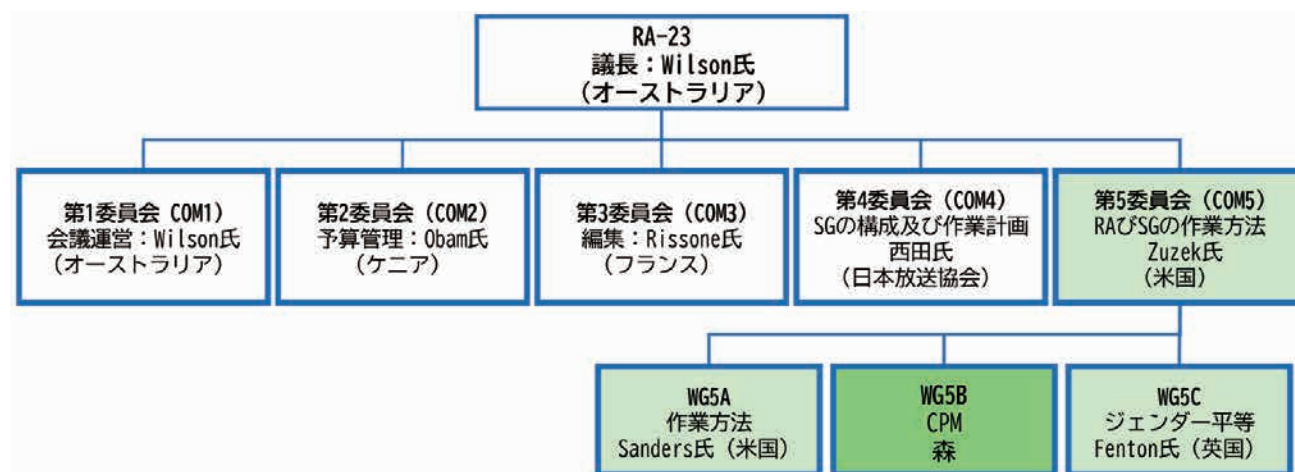
CPMの手順や規定を改善することを目的として、APT（アジア太平洋電気通信共同体）、CITEL（米大陸諸国間電気通信委員会）、ATU（アフリカ電気通信連合）、カナダ、ロシアから5件のITU-R決議2の改訂提案が提出された。各提案の主旨と審議結果は表2のとおりである。

2.3 WG5Bにおける審議概要

筆者が議長を務めたWG5Bにおける主な議論は以下のとおりである。

2.3.1 附属書2（CPMレポート準備のガイドライン）における「見解（View）」の扱い

WG5Bにおける審議において最も大きな議論となったの



■ 図1. RA-23におけるITU-R決議2（CPM）の審議体制

■ 表2. RA-23におけるITU-R決議2（CPM）の改訂に関する各地域・主管庁からの主な提案内容と審議結果

提案者	主な提案内容	審議結果
APT	WRC議題8（脚注からの自国の国名の削除・追加）に関する各国提案を主管庁がWRC前に十分検討できるよう、これらに関する提案を情報提供目的でCPM-2に提出できるとする規定を設ける。	本件はAPGにおける議論で見解が対立した経緯があるが、RA会合では特段の異論なくAPT提案のまま合意した。
CITEL	a) 各国・地域の見解（view）はCPMレポートの附属書に記載 b) CPMレポートの背景セクションはWRC議題または関連WRC決議にはない重要な観点等の説明に限定	a) 欧州諸国らとのオフライン審議を経てパッケージ案で合意 b) イランからの追記提案（広告、宣伝、商業的情報を含まない）を脚注として含めた上で、CITEL及びカナダ提案の主旨を反映。
ATU	CPMレポートに含まれる技術検討は当該議題の責任グループにより内容を確認・精査されたものに限定。	ATU提案の主旨を採用し、CPM-2に提出可能な技術検討は、責任グループが実施済の研究を補足・更新するものに限定するとした。
カナダ	上記CITEL提案に加えて： a) CPM-2期間の短縮 b) ジェンダー平等の観点から、「Chairman」を「Chair」とする。	a) フランス、イランが懸念を示し「最短1週間、最長2週間」との記述を「最長2週間」と記載することで合意。 b) ロシア、イランの反対により現状維持。
ロシア	CPMレポートは： a) 正式に承認されたITU-R勧告・報告のみを参照すること b) （CPM-2に限らず）CPMマネージメントチームによる編纂も可能 c) 議題7（衛星網の事前公告、調整、通告、登録手続き）のトピック数を制限、必要性が正当化できるもののみに限定。	a) 及びb) 合意に至らずいずれも現状維持。 c) トピック数を制限することを明記。



は本件であった。CPMレポートでは責任グループが主導した研究に基づき、WRC議題を満たすための複数の「方策 (Methods)」や技術条件等を記載するが、これらに関する各国主管庁の意見や反論が「見解 (View)」という項目で盛り込まれ、さらにこれに対する意見や反論が、CPM-2でも追加・編集されるなど、多くの時間が本質的な議論以外に費やされてしまうといった問題がかねてから指摘されてきた。例えば、前回RA-19でも、CPMレポートの肥大化を招く上、「見解」に含まれる情報の位置付けや解釈が不明確であるとするイラン、カナダ、韓国及び米国と、異なる見解が存在することは事実であるから、これを記録しておくことに一定の意義があるとするフランス及びロシアの間で意見が対立した経緯もある。

RA-23では、CITEL等は「見解」を記載する箇所をCPMレポートの本文ではなく附属書に限定することを提案したが、イランは附属書に含めることにも反対した。これに対し、フランスは「見解」を含めなければ各国・地域間で意見の統一が図られていないという実状を覆い隠してしまう可能性があり、意見の相違を正確に伝えるためには何らかの記載をCPMレポートに含める必要があると反対した。オフライン協議の結果、地域機関及び主管庁の「見解」は（責任グループが編纂する）CPMテキストにも、（CPM-2を経て編纂される）CPMレポートにも一切の記載を禁止する規定を明確化した。その上で、「議題を満たす方策」を扱う章において各方策の理解促進に資する観点から、当該方策の支持理由や懸念を簡潔（半ページ以下）に含めることを許可するというで合意した。

2.3.2 CPM-2への寄与文書

CPM-2に提出できる技術検討に関する寄与文書は、「当該議題の責任グループが実施済みの研究を補足・更新するものに限る」と明記することで合意した。これは、ATUからの提案であり、2023年に行われたCPM23-2において、一部の主管庁が当該議題の責任グループで全く議論されていない新たな研究に関する寄与文書を提出し、会期中の審議が大いに難航したことなどに起因している。

また、これまでCPM-2ではWRC議題8（脚注からの自国の国名削除）を一切扱わないことになっていたが、同議題に関する主管庁の意図を早期に把握しておくことは有用であるとの考えに基づき、APT共同提案が受け入れられた。具体的には、議題8に関してもCPMへの寄与文書を提出することが可能となり、受領した情報はCPMレポートの附属書に情報目的として掲載されることになった。これは、RA-19において議題10（将来の世界無線通信会議の議題）に関する寄与文書のCPM-2における扱いが議論された結果、これを情報目的としてCPMレポートの附属書に含めることになった（表1参照）のと同様の流れであるといえる。

2.3.3 CPM-2の任務

ITU-R決議2の改訂に関する議論の過程において、米国やイランなどから、CPM-2の位置付けを根本的に見直すべきとの意見が示された。CPMの仕組みは約30年前に定められたものであり、現状を踏まえて改訂する時期を迎えており、特に議題の実質的な審議を主導するWPでの未解決事項がCPM-2において解決されることは稀であることに鑑



■ 図2. RA-23_WG5B審議時の様子



み、各WPが完成させたCPMテキストをCPM-2に提出される各国・各地域の寄与文書を基に審議・最終化し、CPMレポートを作成させるという現行の手順を改め、CPMテキストに必要最低限の編集を加えたものをCPMマネジメント・チームがCPMレポートとして完成させる体制にするなど、CPM-2の任務を大幅に見直す案も検討された。しかし、このような抜本的な改革についてわずか数日で結論を出すことはほぼ不可能であり、現行のCPMプロセスを支持する見解もあったことから合意には至らず、今後の新研究会期において議論を継続することで合意した。

2.3.4 WRC及びCPMの開催頻度や期間

WRCの開催頻度について、必要に応じてより頻繁に開催することも許可すべきとするロシアからの提案は、ITU憲章に係るためITUの最高意思決定機関である全権委員会議で検討すべきとされ、見送られた。また、上述のCPM-2の抜本的な改革とも関連して、ロシアがCPM-2を開催しない可能性も決議内で言及すべきとしたが、イランが開催回数について言及する前に、CPM-2の開催目的やスコープについて合意する必要があるとして、これについても意見がまとまらなかったことから、CPMの開催回数は2回とする現行の記載を維持することで合意した。

さらに、カナダが議題に関する議論は責任グループで実施済であることから、CPM-2ではこれに関する詳細な議論は不要であり、会合期間を1週間程度に短縮、これによりコスト削減効果も期待できるとしたが、フランス、イランが短縮に懸念を示し「最低1週間、最長2週間」となっていた記載を「最長2週間」と記載することで合意した。

2.4 今後の検討作業の指針に関するプレナリ議事録への記載

上記の議論を経てITU-R決議2第9版が完成したが、一方で、この審議の過程において、今後、検討すべき事項も特定されたことから、将来の研究活動の指針を示す目的で、以下をRA-23プレナリ議事録に記載することで合意した。

ITU-R決議2の改訂に係る審議において、CPMプロセスの効率性を検討する必要があることに合意し、今後の課題として以下のような見解が示された。

- CPM-2の所掌とその期間を見直すことが有用である。
- CPMマネジメントチームが、責任グループから提出されたCPMテキストを編纂・統合したCPMレポートを作成するアプローチも検討された。これにより、CPM-2を地

域グループ間の意見交換の機会とすることができるほか、責任グループによる研究・検討に費やせる時間を増やしたり、ITU及び各国主管庁双方の費用を削減したりする効果も期待できる。

- 一方で、現状維持を支持する意見もあった。

3. 無線通信諮問グループ (Radiocommunication Advisory Group : RAG) における審議

上記のプレナリ議事録を受け、2024年3月に開催されたRAGにおいて、米国及びロシアからの寄与文書に基づきCPMプロセスの改善に向けたコレスポンデンス・グループ (Correspondence Group : CG) が設置されることになった^[5]。同CGの付託事項 (Terms of Reference : ToR) に関する主な議論は以下のとおりである。

【CGの検討対象】

本CGのToRにおいて「ITU-R決議2の改訂」に言及する提案もあったが、米国及びドイツがCGの活動は1年ごとに見直すことが好ましく、同決議改訂への言及は時期尚早であるとしたことから、決議の改訂については直接的な言及は見送られた。

【WRCの開催頻度】

RA-23への寄書と同様の主旨に基づき、RRの改正は衛星分野における技術革新に追いついていないとして、2回のWRCの間に必要に応じてExtraordinary Conferenceを追加開催するなどWRCに関する新たなプロセスを検討することをロシアが提案した。イラン、フランス、ドイツ等が、ロシアの問題意識については共感するものの、この問題への対応はITU-R勧告の作成等で対応できる可能性もあるとし、初年度である本年はあくまで「CPM-2の改善」のみをCGの審議対象とすることで合意した。

これらの議論を経てCGのToRは「CPMレポート作成に関する手続き上の改善点を特定するためにCPM-2の見直しを検討する」と定められた。本CGのメーリングリストには、2024年8月時点で約80名の登録者があり、具体的な議論はまだ始まっていない。上述のとおり、ToRではITU-R決議2は直接的に言及されなかったものの、CG議長 (Alghamdi氏 (サウジアラビア)) が示した今後の作業計画においては、今後、本CGに提出される寄与文書を基にCPM-2の改善案を検討し、必要に応じてITU-R決議2の改訂についても模索する可能性が記されており、2025年1月までを目途にCG



による活動を継続、2025年4月に予定されている第32回RAGにおいて、CG活動の成果を報告・審議するとともに、CGの継続の有無、継続する場合のToR改訂も併せて検討される予定である。

4. おわりに

無線通信技術の飛躍的な進化とともに、WRC議題とこれを支えるITU-Rにおける研究活動が益々複雑化、高度化していく中、WRCにおける意思決定プロセスの土台を形成するという意味でCPMレポートは極めて重要な役割を果たしている。しかし、その一方で、CPM23-2で完成したCPMレポートは、過去最大とされる1,120ページにも及ぶ膨大な文書となり、開発途上国はもとより先進国からもその肥大化に対する懸念やCPMの抜本的な見直しを求める声も高まっている。特に、リソースの限られた開発途上国にとって膨大なCPMレポートを精読し、CPM-2に臨むことは容易なことではない。もともと開発途上国によるWRC会合準備に資する意図もあり設置されたCPMが、今では彼らの大きな負担になっていることに鑑みれば、CPMは重大な

岐路に立たされているともいえるだろう。よりよいCPMプロセスの構築は、ITU-Rにおける研究活動、ひいてはWRCそのものの効率性向上にも大きな影響を与えることから、日本としてもRAGを中心とした今後の審議における積極的な貢献が期待される。

参考文献

- [1] ITU “TOMORROW'S ITU: The Challenges of Change” (1991)
- [2] ITU “Radiocommunication Assembly, November 1993 Book 2” (1993)
- [3] 橋本 明「ITU-R会議準備会合 (CPM) について規定した決議ITU-R2-8—和訳と解説—」、ITUジャーナル Vol. 51, No. 2 (2021.2)
- [4] 総務省 国際戦略局通信規格課「2023年無線通信総会 (RA-23) 会合報告」、ITUジャーナル Vol. 54, No. 4 (2024.4)
- [5] 総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課 国際周波数政策室「無線通信アドバイザーグループ (RAG) 第31回会合結果概要」、ITUジャーナル Vol.54, No. 7 (2024.7)



■ 図3. RA議長オフィスにてRA議長Wilson氏（オーストラリア：右）とCOM5議長Zuzek氏（米国：中）と